

利用料金表

特別養護老人ホーム 八女の里

事業者番号 4072300116

令和06年06月01日より

4人部屋

●多床室

第1段階

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練 I	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練 II (月額)	褥瘡マネジ メント II (月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算 II (月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	300	0	34,097
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	300	0	36,571
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	300	0	39,151
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	300	0	41,625
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	300	0	44,063

第2段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練 II (月額)	褥瘡マネジ メント II (月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算 II (月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	390	370	48,357
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	390	370	50,831
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	390	370	53,411
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	390	370	55,885
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	390	370	58,323

第3段階①

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練 II (月額)	褥瘡マネジ メント II (月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算 II (月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	650	370	56,417
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	650	370	58,891
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	650	370	61,471
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	650	370	63,945
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	650	370	66,383

第3段階②

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練 II (月額)	褥瘡マネジ メント II (月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算 II (月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			I	II												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	1,360	370	78,427
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	1,360	370	80,901
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	1,360	370	83,481
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	1,360	370	85,955
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	1,360	370	88,393

※小計(31日分)にはサービス利用料(食費・居住費は含まない)に対して介護職員等処遇改善加算 I としての14.0%の料金加算分が含まれております。

※令和6年8月より、居住費が60円増になります。(※第1段階の方を除く)

利用料金表

●多床室

第4段階 介護負担割合1割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	Ⅱ												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	1,445	855	96,097
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	1,445	855	98,571
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	1,445	855	101,151
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	1,445	855	103,625
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	1,445	855	106,063

第4段階 介護負担割合2割

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	Ⅱ												
要介護1	1178	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	49,595	1,445	855	120,895
要介護2	1318	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	54,542	1,445	855	125,842
要介護3	1464	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	59,702	1,445	855	131,002
要介護4	1604	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	64,649	1,445	855	135,949
要介護5	1742	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	69,526	1,445	855	140,826

第4段階 介護負担割合3割

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	Ⅱ												
要介護1	1767	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	74,392	1,445	855	145,692
要介護2	1977	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	81,813	1,445	855	153,113
要介護3	2196	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	89,553	1,445	855	160,853
要介護4	2406	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	96,974	1,445	855	168,274
要介護5	2613	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	104,289	1,445	855	175,589

利用者負担限度階	【本人の所得内容】 負担限度額の認定を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。
第1段階	生活保護受給者・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が 80万円以下 預貯金等が単身の場合は 650万円以下 、配偶者(夫または妻)がいる場合は 1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が 80万円超120万円以下 預貯金等が単身の場合は 550万円以下 、配偶者(夫または妻)がいる場合は 1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が 120万円超 預貯金等が単身の場合は 500万円以下 、配偶者(夫または妻)がいる場合は 1,500万円以下
第4段階	同じ世帯内に住民税課税者がいる、又は本人が住民税課税の方